

履 修 規 程

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人大阪滋慶学園 大阪医療看護専門学校学則（以下、「学則」という。）第 2 2 条、第 2 3 条、第 2 4 条、第 2 5 条の規定にもとづき、本校における授業科目の履修、成績評価の方法等について定める。

(授業科目等)

第 2 条 授業科目、当該科目の配当年次及び単位数は学則別表 1 のとおりとする。

(授業時間及び授業日等)

第 3 条 授業時間については、講義、実習等が実際におこなわれる時間をもって計算する。

2 日及び週当たりの授業時間数は、原則として1回の授業を90分として1日6時間、1週30時間とする。

3 始業は9時、終業は16時10分とする。

4 授業日は原則として、月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日とする。

5 実習、行事及び見学等については、学校運営者会議（本校「会議規定」第10条）の議を経て学校長が別に定める。

(卒業に必要な単位数)

第 4 条 卒業要件に必要な98単位を修得した学生に対し、卒業判定会議の議を経て卒業を認定する。

(看護実習科目の履修要件)

第 5 条 各看護学実習を履修するためには、原則として以下の科目先修条件を満たしていることとする。

2 「基礎看護学実習Ⅰ」を履修するには、次の号に掲げる科目の単位を全て履修しておかなければならない。

(1) 基礎看護学の「看護学概論」、「看護基本技術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「生活援助技術Ⅰ・Ⅱ」

(2) 人体の構造と機能の「生態機能学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」

3 専門分野Ⅱの「領域別実習」（2年次履修分）を履修するには、次の号に掲げる科目の単位を全て履修しておかなければならない。

(1) 「基礎看護学実習Ⅰ」、「基礎看護学実習Ⅱ」（但し、2020年までは「老年看護学実習Ⅰ」も含む）

(2) 各実習の領域に関連する分野の教科目

4 専門分野Ⅱの「領域別実習」（3年次履修分）並びに統合分野の「統合実習」を履修するには、1、2年次に開講されている専門分野Ⅱの臨地実習以外の科目の単位をすべて修得していなければならない。

第2章 成績評価及び単位認定

(試験及び評価)

第 6 条 出席時間数が、授業時間数の当該時試験時間を除く3分の2に達していない学生はその授業科目についての成績評価を受ける資格を失う。

2 成績は、優、良、可、不可の評語をもって表し、その評価基準は次のとおりとする。ただし、再試験で合格の場合はすべて可の表記とする。

優：80点以上

良：70点以上80点未満

可：60点以上70点未満

不可：60点未満

3 1科目を複数の講師が担当する場合も、成績評価は1つで行い、配点比率は担当する授業時間の割合とする。

4 実習の評価は、実習評価表の評価基準により判定する。

5 本課程では海外の大学等に留学する場合など、必要に応じてGPA制度による評価を行う。

GPAは1単位あたりの平均値を意味し、その算出方法は以下の通りである。

(1) 第2項の評語を以って表した評価を5段階評価(A, B, C, D, F)に置き換え、その評価を5から0までの点数(GP:Grade Point)に置き換える。

(2) 置き換えた点数(GP:Grade Point)に履修した科目の各単位数を掛け合わせ、その掛けた数の総和(GPT:Grade Point Total)を履修科目の各単位数の合計で割る。

4段階評価	
評点	評語
80点以上	優
80点未満70点以上	良
70点未満60点以上	可
60点未満	不可

↓ 置き換え

5段階評価		
評点	評語	GP (Grade Point)
90点以上	A	4
90点未満80点以上	B	3
80点未満70点以上	C	2
70点未満60点以上	D	1
60点未満	F	0

(単位認定)

第7条 科目に対する単位の修得条件は、次のとおりとする。

(1) 試験結果が可以上であること。

(入学前の既修得単位の認定)

第8条 学則の第24条第1項により、入学前の既修得単位の認定を行う。

(1) 学則第24条第1項に該当する者は、基礎分野、専門基礎分野に限り履修認定会議(本校「会議規程」第13条)の議を経て既修得単位の認定を行なう。

(2) 既修得単位として認定可能な単位数は、本校学則に定める基礎分野、専門基礎分野に限り総修得単位数の2分の1を超えない範囲とする。

(3) 学則第24条第2項に該当する者は、基礎分野に限り、履修認定会議の議を経て既修得単位の認定を

行う。

(4) 入学前の既修得単位が本校における履修単位と認定された場合、「単位認定書」を交付する。

(5) 「単位認定書」に記載した科目は、学籍簿に「認」と表示する。

2 既修得単位についての認定を希望する学生は、本校の指定する既修得単位認定申請書を添えて申請しなければならない。

(1) 申請期間は入学後2週間以内とする。

第3章 試験

(試験)

第9条 試験は学期末の実施を原則とし、必要時各授業科目終了毎に実施することもある。

2 試験の方法は、筆記、口頭、論文及び実技とする。

3 履修時間内の試験は科目担当者が行なう。

4 試験及び評価に不正があった場合は、当該科目の成績を0点とする。

(追試験)

第10条 追試験は、試験の受験資格を有するものが、特別な事由により当該試験を受験できないときに、欠席届及び事由証明書等を提出し学校長が認めた者に対し行う。特別な事由とは原則次の通りとし、各号に定める事由証明書を提出する。

(1) 自己の疾病、怪我の場合(事由証明書:医師の診断書)

(2) 公共交通機関の事故による場合(事由証明書:事故・遅延証明書)

(3) 三親等以内の親族が死亡した場合(事由証明書:死亡診断書、埋葬許可書等)

2 前項の規定により追試験を受けようとする者は、翌登校日に試験願(様式第12号)を提出する。

3 追試験の成績は素点の80%を評価点とする。

(再試験)

第11条 試験において、成績が60点に満たない場合は一回に限り再試験を行なう。

2 前項の規定により再試験を受けようとする学生は、再試験の前日の17時までに再試験願(学生・様式12-②)に再試験料を添え提出する。

3 再試験の成績は、素点が60点を超えても評価点は60点とする。

4 再試験においても60点未満の場合はその科目の単位は認定されない。

5 再試験日は、状況により休業日の実施がありうる。

6 特別な状況が発生した場合、別途教務会議で定める。

(追臨地実習)

第12条 特別な事由により、臨地実習を3分の1以上欠席した時は、その届出がある場合に限り、追臨地実習を行う。特別な事由とは原則次のとおりとし、各号に定める事由証明書を提出する。

(1) 自己の疾病、怪我の場合(事由証明書:医師の診断書)

(2) 公共交通機関の事故による場合(事由証明書:事故・遅延証明書)

(3) 三親等以内の親族が死亡した場合(事由証明書:死亡診断書、埋葬許可書等)

- 2 前項の規定により追臨地実習を受けようとする者は、翌登校日に追実習願（学生・様式第12-③）を提出する。
- 3 追臨地実習は原則として春季休業及び夏季休業に行い、各休業1科目とする。

（再臨地実習）

第 13 条 臨地実習評価が60点に達しない場合は、一回にかぎり再臨地実習を行う。

- 2 前項の規定により再臨地実習を受けようとする学生は、本人に成績を通告した日を含めて、3日以内に再臨地実習願（学生・様式12-④）を提出する。
- 3 再臨地実習の成績は、素点が60点を超えても評価点は60点とする。
- 4 再臨地実習は原則として春季休業及び夏季休業に行い、原則各休業1科目とする。

（再履修）

第 14 条 年度内に所定の単位を全て履修できなかった学生は、当該未履修単位について、次年度以降改めて履修しなければならない。但し、再履修の時期及び方法は履修認定会議（本校「会議規程」第10条）の議を経て学校長が別に定める。

（試験時の不正行為）

第 15 条 試験中、不正行為をおこなった学生の処分は、学校運営者会議（本校「会議規程」第10条）において決定する。

第4章 履修認定会議

（設置の趣旨）

第 16 条 各科目の試験結果の公平性、信頼性、妥当性を検討するために履修認定会議を設置する。

- 2 履修認定会議に関する事項は、本校「会議規程」に定める。

附 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

この規程は平成26年4月1日から施行する。

この規程は平成31年4月1日から施行する。